

## 平成24年度安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成24年10月30日（月）

午後4時から午後6時まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### ○司会

それでは、定刻でございますので、ただいまから、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

事前に資料をお送りさせていただいておりますが、一部修正がありましたので、机上に修正した資料を配布させていただいております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と名簿がありますが、次第と名簿を修正版に差し替え願います。右肩に修正版と記載してあります。

次第と名簿の次に資料一覧A4の1枚ものがあります。それから、右上に資料番号が書いてありますが、資料が1から5まであります。ご確認願います。統計資料が1から7までございます。なお1から6までは一つに閉じてあります。

最後の統計資料7につきましては、机上に置かせていただきました修正版に差し替え願います。

全て、お手元にお揃いでしょうか。

はじめに、本委員会の役割についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

本委員会は犯罪のない安全・安心まちづくり条例第8条の規定により設置されております。委員会の役割は、大きく2つありまして、一つは、条例に基づき安全なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定であります。

平成18年に本委員会が設置されて以降、まず、平成19年度から平成23年度の5ヶ年を計画期間とする基本計画を策定しました。

また、当初の基本計画は平成23年度末に期間が満了することから、平成23年度は委員会を3回開催し、平成24年度から平成28年度の5年間を計画期間とする新計画を策定しました。

2つ目の委員会の役割は、基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことであります。

いただいたご意見については、各事業の企画・実施に当たって、十分、反映させていただくこととしております。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部次長の及川よりあいさつを申し上げます。

### ○環境生活部次長

皆さん、こんにちは。今年度から2ヶ年ということで委員の皆様方には、この任期の間、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はお忙し中、安全・安心まちづくり委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日ごろから、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの実現に向けまして、様々なお立場から取り組まれておりますことに対しまして心から感謝を申し上げます。

さて、昨年の東日本大震災から1年7ヶ月が過ぎました。この大震災では、県内に甚大な被害をもたらす多くの尊い命が失われるとともに、被災地においては、未だ多くの県民が不自由な暮らしを余儀なくされている状況でございます。

県といたしましては、被災地が一日も早く、元の生活に戻り、さらには震災前よりもさらに発展するよう、市町村や関係機関との連携の下、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりにつきましては、警察をはじめといたしまして関係機関との連携・協力の下、取組体制の復旧に努めているところでございます。

それにより、例えば安全・安心まちづくりの地域における主要な担い手であります防犯ボランティア団体の数から言いますと、震災前が554団体ありました。これに対して平成24年8月末現在では482団体へと、震災前の87%まで復旧しています。仮設住宅におきましては、自主的な防犯体制の取組も広がっているところでございます。

本日は、様々な角度から、多様な御意見・御提言をいただく場でございますので、是非、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。今後とも、一日も早い復旧、さらには復興へと県を挙げて取り組んでいく所存でございますので、皆様方の、ますますの御協力、御支援の程をお願いいたしましてあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ○司会

本日は、16名の委員中、12名の方にご出席をいただいております。過半数を超えていることから、運営要領第2第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。

開会前に、本日ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の名簿順にお名前をお呼びしますのでその場にご起立願ひます。なお、委嘱状につきましては封筒に入れて各委員の皆様方の前に置かせていただきましたのでご了解願ひます。

(ひとりずつ委員を紹介)

ここで、事務局を紹介させていただきます。

ただいまごあいさつを申し上げます環境生活次長の及川公一でございます。

環境生活部共同参画社会推進課長の佐藤謙一でございます。

共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班長の友友隆幸でございます。

NPO・協働社会推進班の西内浩でございます。

本日司会を務めます共同参画社会推進課長補佐の新澤博行でございます。

そのほか、安全・安心まちづくり事業を推進している各関係課の担当者も出席しておりますが、紹介は省略させていただきます。

本日は、委員改選後、最初の委員会でございますので、会長、副会長の選出をお願いいたします。条例の規定により、委員の皆様のご互選により定めることとなっております。会長、副会長選出までの間、環境生活部次長が進行役を務めさせていただきます。

#### ○環境生活部次長

それでは暫時の間、議長選出まで私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、条例によりまして、会長・副会長の選任になりますが、会長は委員の中から互選ということになります。ただいま出席されている方々から、どなたかご提案がございましたらお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。どなたかありませんか。では、菅原委員。

#### ○菅原委員

大淵先生にお願いできないでしょうか

#### ○環境生活部次長

会長ということですか。

#### ○菅原委員

はい。

#### ○環境生活部次長

ただいま、菅原委員から会長を大淵憲一委員にというお声がありました。皆さんどうでしょうか。

#### ○各委員

異議なし。

#### ○環境生活部次長

それでは、会長は大淵憲一委員にお願いしたいと思っております。

続きまして副会長でございますが、どなたかご推薦ありませんか。

それでは、委員の皆様からご推薦がないようですので、事務局で何か提案がございましたらお願いいたします。

#### ○事務局

事務局で提案いたします。副会長には、前期の安心・安全まちづくり委員会で2年間副会長の職をお務めいただきました西條由紀子委員に引き続きお願いしたいと存じます。

**○環境生活部次長**

ただいま、事務局から、副会長は西條由紀子委員にという案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

**○各委員**

異議なし。

**○環境生活部次長**

皆様方のご同意を得たということで、前回に引き続き、副会長には西條由紀子委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**○司会**

それでは、正副会長、会長席、副会長席へ移動願います。

ただいま、選出されました大淵会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

**○大淵会長**

ただいま、会長に選任されました大淵でございます。西條副委員長とともに委員会の運営に努めてまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。

**○司会**

それでは大淵会長、よろしく願いいたします。

**○大淵会長**

それでは、私の方で議長を務めさせていただきますが、まず議事に入ります前に、最初の会議でありますので各委員の方から簡単に自己紹介をお願いします。先ほどすでに自己紹介をされた方もいらっしゃるようでございますが、改めましてお願いしたいと思います。先ほどのご紹介の順番に我妻委員の方からお願いします。よろしく願いいたします。

**○我妻委員**

蔵王町の我妻でございます。私は、蔵王町役場の総務課で仕事をしております。

今回委員には初めて参加させていただきましたが、私の方で、常々、安全・安心のまちづくりに重点を置いて、調整を進めていくという状況でございます。

現在、蔵王町においてはまちづくり条例を制定いたしまして、関係機関と連携しながら対策に取り組んでいるところでございます。

それぞれの分野で活動・対策をしているわけですが、やはり連携をとって町が一丸となって取り組むことの必要性を重々感じておりますので、この委員会でもそういった方面で、私の方でも参考にさせていただければと考えております。若輩者ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

### ○江刺委員

こんにちは。宮城県PTA連合会の事務局をさせていただいております。今年3年目、昨年度から引き続き安全・安心まちづくり委員を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今、学校のPTAとしても子供たち、あるいは親そのものの、安全・安心まちづくりということは、最大の関心でありますので、そういったことをこの場から学び、PTAの本部の事業にも反映していければと思います。

今現在、携帯電話のフィルタリングを各家庭でどのくらい行っているのかの調査を実施しているところでございます。来年の2月に取りまとめをして1つの冊子にしようということ動いています。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○佐藤委員

県社協総合相談課の佐藤と申します。

安全・安心まちづくり委員会でのどのような関わりが出来るかということを考えておりましたが、私どもの総合相談課の事業内容としては、高齢者とその家族の方の日常生活における相談に応じる高齢者の総合相談事業を行っております。それから、福祉分野に特化した福祉人材無料職業紹介所、福祉人材センター運営事業、義務教育の教員を目指す学生のための介護等体験事業、社会福祉施設事業所などを対象とした経営相談事業、そして福祉サービスの第三者評価事業、こちらにつきましては評価対象が保育所と社会的養護関係の施設となっております。何らかの関わりを持てたらということで、いろいろと私も勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### ○菅原委員

菅原理意子と申します。現在は仙台家庭裁判所の調停委員をしておりますが、元々は家庭裁判所の調査官という仕事をやっております。少年の非行問題とか、家庭、親族、夫婦の様々な問題の解決に当たってまいりまして、現在は調停委員として、主に家庭内の紛争処理にあっております。

家庭裁判所というのは、「家庭に光を、子どもに愛を」ということをモットーに作られた裁判所でございますし、今回の法改正で、子どもの健全育成、子どもの福祉ということを中心に、今まで以上にうたわれて、それを裁判所で一体となって実現していこうということで、今、子供の養育費の問題ですとか、離婚した子どもの面会交流の問題ですとかを、子どもの意向、子どもの福祉、子どもの権利とか、そういうものを最大限尊重しながら進めていこうということでやっております。

そういうことで、この委員は2期目にあたりますが、そういう観点から少しでも役に立てればと思って引き受けさせていただきました。よろしくお願いいたします。

### ○鈴木委員

仙台市の鈴木でございます。昨年5月から現職に就いております。それ以前は危機管理室長ということで、3年ほど危機管理の方を担当しておりました。先ほど次長のほうからお話がありましたが、東日本大震災の時は災害対策本部の初動対応ということで、5

1日間詰めてございました。

仙台市も県と同じように、昨年9月に安全・安心まちづくり基本計画を変えてございます。仙台市の場合は特に市民の方々が、非常に安全・安心に不安を感じているような、ゴミのポイ捨てだとか、空き家対策だとか、歩きタバコ、自転車の走行関係だとか、そういったところに対応を進めているところがございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○バキトグル委員

ザンペイツフ バキトグルです。どこの人かと皆さん思うかも知れませんが、私はロシア国籍を持っているカザフスタン人です。カザフスタンという国で生まれ育って、勉強のためにロシアに行って、その時はソ連だったんですけど、そのままロシアの国籍でいます。日本には大体15年くらい、仙台に来て8年目。3人の子供を育てながら、心はすっかり日本人になっているんですけど、外国人代表として、ここで何か役に立てたらと思っています。

私たちからすると、日本は、結構、安全・安心ではないかと思えます。私たちの国から来た人は日本には言うことがないんですが、逆に、たまに、やりすぎじゃないか、それぞれ自分で考えればいいのではないかと思うときもあります。もう少し自由にさせればいいのではないかと思うくらい、とてもしっかりしているのを、ただただ驚いています。

三人の子供もだんだん大きくなってきましたので、自分の自由時間を何かの利益になるように、国際交流協会でいろんなところに行って、国際交流をしています。よろしくお願い致します。

### ○藤澤委員

こんにちは。よろしくお願い致します。藤澤と申します。

青少年のための宮城県民会議というものがあまして、そこで青少年健全育成推進指導員ということで、こちらの委員をさせていただいております。

私何ができるかな、という気持ちがあって来てはおりますけれども、県民会議やその中での活動を、地域活動にどうやって持っていったらいいのか、また地域活動をやっている中で、こちらに重なる部分で、どんなことが私にできるかなと思いながら参加させていただいております。

こちらで勉強させていただいたことを、また自分たちの活動で何か発言できることがあれば、その辺をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

### ○富士原委員

こんにちは。小学校校長代表ということでここにいるのだと思いますが、ちょっと頼りないところがございます。校長になって5年目ですけども、とても小さい学校で、今の学校も分校を抱えて全校児童71名という学校です。

小さな学校、のどかな山村にあっても、非常に教育はやりにくくなってくばかりでございます。学力向上に専念したいと思いながら、それ以外のところで悩まされることも年々増えております。ここにある基本計画を読んで、こういうことが実現したら私たちはずいぶん楽になるんだろうなと思い、この理想に向かって私も一緒に歩ませていただきたい

と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○邊見委員

こんにちは。私は長い間教育現場に携わって、現在は短期大学で、障害児のことについて、学生と一緒に勉強してございますけれども、まちの安全・安心のことにつきましては、私も地域に溶け込まなくちゃいけないということで、私たちの住んでいる地域では、毎朝と帰り、子どもたちの見守り隊というか、パトロールをずっとやってるわけですが、農村地帯なので、それほど心配はないとはいえ、突然そういう怪しい車が来たりというようなことで、いつ何があるか分からない。そういった意味では、安全・安心のために、まだまだ我々は一生懸命になって頑張らなくちゃいけないのかなと思っているところです。

私は現在町の教育委員会にもかかわっております、学び支援という新しい事業が県で去年からスタートしまして、それに美里町も乗っかりまして、小中学生に対して、夏休みとか週末に学び支援ということで、そちらの方も関わらせていただいて、やはり、子どもたちが安全に安心して勉強できる環境をつくるにはどうしたらいいか、始まったばかりなのでいろいろと戸惑うことが多いのかなと思っております。

私はこの委員会は2期目ですが、全然分からなくて、皆様方の色々なご意見を聞きながら、少しでも子ども達のためにどうしたらいいかを考えながら、勉強させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

### ○八幡委員

こんにちは。八幡と申します。

職種は助産師ですが、病院には10年勤め、仙台で活動して30年になります。仕事は看護師や助産師や大学で授業をしています。母性看護とかジェンダーについてです。性教育の仕事を30年してきました。虐待の中で育った養護施設の子供達とか、少年院の子供達におしえてきました。県内外の子どもたちのところにたくさん行きます。講演で高校に行くとデートDVの面接があります。

私及びハーティ仙台のスタッフは、震災後は県庁に通うことが多くなりました。共同参画社会推進課と一緒に、内閣府の予算のフリーダイヤルで男女に関わらず電話相談を行っております。チャイルドラインの研修も担当しています。厚労省の予算のよりそいホットラインにも関わっております。仙台で一番目に、2011年からパイロット事業で始めまして、現在は24時間で、毎日になっております。自殺ライン、外国人ライン、DV・性暴力ライン、一般ライン、セクシュアル・マイノリティラインに分かれております。そのホットラインの仙台拠点の代表もしています。よろしくお願いいたします。

### ○西條副会長

今回も副会長として、十分にではないかもしれませんが、申し付けられましたので、皆様のご協力のもとよろしくお願いいたしますと思います。

株式会社空間環境研究所と書いてありますけれども、建築設計の仕事をしております。一応、立場としては宮城県建築士会ということでここに参加させていただいております。建築と安全・安心と言いますと、ここ数年だと耐震、地震対策というのが主に関心がある

と思いますが、宮城県建築士会の仙台支部としては20年にわたって、手すりや、家具転倒防止金物の取付けを材料実費でボランティアとして行ってまいりました。防犯とはちょっと違うんですけども、平時的な安全・安心ということで、20年来続けてまいりました。

防犯の方で言いますと、鍵とか、建築的なハード対策ということが考えられると思うんですけども、個人的には、防犯と、何かが中で起こった時に外から助け出さなきゃいけない、というようなことと、ハード的には相反するところがありまして、玄関の鍵なんか二重三重にしてしまうと簡単に助け出すことができないとか、チェーンも防犯のためにつけると外からはチェーンを外すことができないとか、防犯と救助というものが相反するということを実感しているところがあります。老親なども、防犯は大切だけれども、何かあった時には外の人にすぐに入ってきてもらいたいというような相矛盾する状況をどう収めるか、悩みながら仕事をしております。

一市民としては、町内会のそういう安全・安心活動への参加であるとか、子どもを二人育てていますけれども、各々それぞれの小中学、高校、大学という、PTA活動の中での防犯ということで関わりがありました。早速、先週末にうちの子どもの自転車の盗難にあいまして、昨日派出所に行って盗難届をしてきたんですけども、やはり、自転車の盗難に関しては、毎日のように届出があるということを知ってまいりまして、いちばん身近な防犯の問題として、今、感じております。そういう立場で参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## ○大淵会長

皆様一通り自己紹介をしていただきましてありがとうございました。最後になりますけれども、私自身のことを少し話させていただきます。

私はこの委員会は初めてですけども、大学で犯罪心理学を教えておりまして、そういう関係で呼ばれたものだと思っております。実は東北大学の文学部というのは、日本の大学の中では最も早く犯罪心理学の講義を始めたところでありまして、私の二つ前の教授、安部という者が戦後すぐに始めました。当時犯罪心理学を講じているところは全国でも東北大学しかなくて、犯罪心理学を勉強したいという者が集まった時期がございます。ところが、幸か不幸かと申しますか、10年くらい前、バブル崩壊のあと、皆さんご存じの通り、それまでの犯罪の少ない日本にしては、一時急速に犯罪が増加した時期がございます。安全神話の崩壊とか言われたりしたわけですけども、こうして世間の方々の防犯に対する関心が高まり、それに伴って、日本の全国の大学に、あちらこちらに犯罪心理学という講座ができました。ですから今では決して東北大学だけではなくて、全国のいろんな大学で犯罪心理学の勉強ができますけれども、別に新出だからと言って威張るほどのことではないんですが、東北大にはそういう歴史がございました。

ところで10年ほど前に非常に犯罪が増えたわけですけども、その後、このあと、事務局からの報告の中の資料にもあるかと思いますが、幸いにも急速に犯罪の件数は減っております。その原因は色々専門家も分析しておりますが、ひとつは皆さんのご活動とも関連いたしますけれども、地域の防犯活動が非常に活性化したということがあげられるかと思っております。警察庁のデータだったと思いますが、10年ほど前と現在の地域防犯団体の数



を調べた調査がございまして、この10年間で大変な増加なんですね。10年前と今を比べると、地域の防犯団体の数は何十倍にも上っております、そういった活動、そして、それに伴う地域の方々の意識の変化といったものが、こうした、この10年間急速に犯罪の件数が減ってきたことに関係があるのではないかと考えております。そういう意味で、現在の数としては高度成長期の水準に戻っておりますけれども、地域のものとしては気を緩めることなく、防犯に対して意識を持っていく必要があるのかなと考えております。

そういうわけで、この委員会は私も初めてでございまして、お役に立てるかどうかわかりませんが、皆様のご協力を得て、有意義に務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めます。

お手元の議事次第の「4（1）「本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果」について事務局から説明願います。

## ○事務局

それでは、カラー統計資料の1から7に基づきまして、「本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果」についてご説明いたします。

まず、統計資料1をご覧ください。

県内の刑法犯認知件数についてですが、平成13年の47,207件をピークに年々減少を続けておりました、平成23年は、20,605件となっております、ピーク時の半分以下となっている状況でございます。

表の2つ目、3つ目、4つ目につきましては、被害者数の推移を年代別に示しておりますけれども、20歳未満の被害者数、女性の被害者数、65歳以上の被害者数のいずれも減少している状況にあります。

次に、統計資料2をご覧ください。犯罪被害者の年齢層による構成割合についての、全国と宮城県の比較です。

年齢別の人口構成について、全国平均と宮城県の数値に大きな違いはないのですが、20歳未満の被害者の割合が全国平均に比べて若干高い状況が続いております。平成23年度を見ますと、20歳未満の方が被害に遭う割合、全国の場合は19.5%、宮城県の場合は22.7%。3%の違いですが、これがずっと続いている状況です。

次に統計資料3をご覧ください。犯罪被害者の男女比についての、全国と宮城県の比較です。

これにつきましても、男女比というものについて、全国平均と宮城県の数値に大きな違いはないのですが、本件の場合、女性の方が犯罪に遭う割合が、全国平均に比べて若干高い状況が続いております。平成23年を見ますと、全国の場合、女性の方が犯罪被害者に占める割合は33.1%、宮城県の場合、35.6%ということで、2.5%ほど高い、これがずっと続いている状況でございます。

次に、統計資料4をご覧ください。

詳しくは、次の事業実績についての報告の中でご説明しますが、今回の計画の改定に当

たって、子どもがインターネットを介して犯罪に遭うことが多くなっており、子どもを見守りの一環として、情報化社会への対応に関する取組を追加しました。これに関係する統計資料として、サイバー犯罪についての検挙状況についての資料をご用意しました。ご覧の通り、年々、増加を続けておりましたが、平成23年は宮城県、全国とも、減少しております。

なお、サイバー犯罪の主な部分を占めるネットワーク利用犯罪とは、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布などの犯罪を合計した数となっております。

次に、統計資料5をご覧ください。出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数及び検挙状況についてグラフにしたものです。多くは児童買春や青少年健全育成条例違反による被害が大半を占めております。ちなみにグリーやミュクシなどのSNSと呼ばれているサイトはコミュニティサイトに分類されております。

統計上は、全国的に被害児童数は増えている状況でございますが、宮城県については減少しております。

次に、統計資料6をご覧ください。震災の被害が大きかった沿岸部の9警察署における犯罪の発生状況についてグラフにしてあります。

県内における刑法犯認知件数と同様にほとんどの犯罪は減少しておりますが、年間を通してみますと、自動車盗・空き巣については、若干、増加しました。

次に、統計資料7をご覧ください。

県で実施している県民意識調査の結果についてご説明いたします。

この調査は、県内に居住する20歳以上の男女4,000人を選挙人名簿から無作為に抽出し、郵送により実施しております。平成21年度までは毎年行っておりましたが、平成23年度から隔年実施となりました。次回調査は平成25年1月に実施される予定です。

まず、最初の質問事項についてですが、犯罪のない安全・安心まちづくりに県が取り組んでいることに対する県民の認知度についてのグラフですが、知っている群が3割、知らない群が7割ということで、県のこういった取組について県民の方に幅広く認知されている状況にあるとは言えない状況でございます。

次に安全・安心まちづくりというものに関する関心度についてですけれども、県民のうち約65%程度は関心があると回答しております。関心のない方は35%ですので、県民の方の関心は比較的高い分野であると考えております。

次の重要度につきましても、重要とする方が64%、重要でないとする群が16%ですから、圧倒的に県民の方は、こういった取組についての重要度は高いと考えられます。

安全・安心まちづくりへの県の取組についての満足度ということなんですけれども、満足とする群が37.4%、不満の群が22.7%ということで、必ずしも満足度が高いという状況ではないかもしれませんが、逆に分からないという群も、ここが一番多くて40%程度ありますので、情報発信をしっかりと、例えば県の取組について普及・啓発を強化することによって、この満足度といったものが高まってくるとは思いますが、

次に目標とする宮城の姿を実現するために特に優先すべきと思う事項について、ア、イ、ウと3つの事項について聞いていますが、アとイ、県民総ぐるみの県民運動の推進、子ど

も・女性・高齢者・障害者・外国人などといった方々に対する犯罪対策の充実というものを優先すべきだという回答が高くなっております。

体感治安についても県民の方にお伺いしております。

最初は「あなたは日常生活を送る上で、治安についてどのように感じていますか」ということですが、良いと考える群が78%、悪いと考える群が16.1%ということで、大半の県民の方は良いと考えている状況にあります。この「良い」と考えている方に、その理由を次の質問の項目で訊いております。一番多いのが、「自分の身近で事件・事故が無いから」ということで、半数を占める状況です。

次の項目は逆に治安が悪いと考えている理由なんですけど、これが、「実際に自分の身近で事件・事故が発生したから」と考える方は実は14.6%と少なく、必ずしも自分の身近で事件・事故が発生していないけれども、報道なのかどうか、よく分からないところではありますが、「事件・事故が多くなったから」と考えている方が、26.7%。それからこれは地域ぐるみでのコミュニティづくりということにも繋がってくるんですけども、「地域社会の連携が弱まったから」と考えている方も23%いるという状況でございます。

治安に関する情報としてもっと提供してほしいと思うことについても県民の方にお伺いしていますが、一番多いのが「近所で発生した犯罪情報」ということで、後ほどの事業の説明の中でもご紹介しますが、実は、セキュリティメールなどの仕組みはありますが、なかなか登録者が伸びていないという状況にございます。次に多いのが、10番目の「犯罪手口と被害に遭わないための注意点」ということで、3番目が、「警察が行っている対策及びその推進状況」を教えてくださいというものが高くなっております。

最後になりますが、規範意識を向上させるためにどのような対策が必要と考えますか、ということでお伺いしておりますけれども、これにつきましては、「2番目のゴミのポイ捨てや落書き等の指導・警告」が最も重要であると考えておまして、小さいうちに犯罪の芽を摘むことが規範意識を向上させるために必要であると県民の方が考えていることが窺えますほか地域における絆の強化ということで、やはり地域ぐるみの防犯活動が重要であると考えているのではないかと受け取ることができると考えております。

以上、統計資料についてご説明させていただきました。

## ○大淵会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか？

## ○邊見委員

統計資料の5番5ページですけれども、表の見方、データの見方がよく分からなかったんですけれども、例えば、出会い系サイトの宮城県の状況で、赤い部分と検挙件数、この関係がよく分かりませんでした。一般的に考えると、検挙率ではなく、検挙数が書かれていますけど、被害児童生徒数よりも検挙数が高くなっているという状況ですよ、宮城県と全国の状況。

一般的に考えると被害児童数があつて、それに対して検挙数の方が下になって、赤い部

分の中に入ってくるのかと思っていたんですけれども、見方が分からなかったもので、教えていただきます。

#### ○大淵会長

統計資料の5の、例えば全国状況ですと被害児童数よりも検挙件数が多いというのはなぜかというご質問だったのでしょうか。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

警察本部の犯罪抑止対策室長の高橋と申します。この数字の関係についてお答えしたいと思います。

警察の統計は、犯罪が今日1件発生して、1件検挙しましたという一対一関係ではございません。暦年の統計になりまして1月から12月まで、刑法犯の認知した件数、警察が犯罪が発生したのを分かった件数について認知件数という表現を使います。同じく検挙件数というのは1月から12月までそれを捕まえた件数というか、検挙した件数になります。

ですから、2年前に発生した事件について今年捕まえました、というのも警察の統計の中にも出てきますので、その年1件1件でプラスマイナスゼロになるというような形にはならないところでございます。

交通事故ですとその日に何件発生したのかというのは、公表されているんですけれどもそれとちょっと違うところになるのでご了解いただければと思います。

#### ○大淵会長

いかがでしょうか。

#### ○邊見委員

よくいろいろなデータを見ていると検挙数というよりも検挙率という言葉がいろんな新聞や雑誌に書かれていますけれども、要するに検挙率を考えるってことは、件数に応じてどれくらい解決したかっていうそういう比率の関係がどうなっていたかというような部分が統計の一つの資料定義かなと思っていたので、今の説明ですと、検挙率はいったいどうなのかといった場合にはこのデータでは解読できないということになるのでしょうか。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

ご指摘のデータに関しましては、被害の児童の件数と検挙した数ということのご質問かと思えますけれども、そうなった場合には、被害者の方が何回か被害に遭う場合とかもございまして、そういう面で、ちょっと数字が違うところも発生します。

また、検挙率ということで、ただいま、ご説明したよう、2年前の犯罪なので今回の犯罪とどう違うということになるので、その年に発生した件数と検挙した件数の割合はこうということですよということで警察で発表させていただいているのが検挙率ということになります。

皆さんに分かりやすい情報発信とのご要望がたくさんあるところでございますが、そう

いうところもございまして、分かりにくくなっているところがあります。

その理由が先ほども申し上げたように一対一の関係ではなくて、3ヶ月前、それから1年前、2年前という発生した事件が検挙される場合が多々ございますので、そういう統計の取り方になっているところなんです。

#### ○大淵会長

はい。どうもありがとうございました。

要点だけ、私もこの図についてお尋ねしますが、これは検挙件数ということですので、実際にどのくらいのこの種の事件が発生しているかということを表すものではないということですね。この発生期ごとについては、数字はともかくとしてその図に表れている、例えば宮城県であれば最近では減ってきていると、そのとおり受け止めてよろしいんですか。事件そのものが減ってきていると捉えてもよろしいですか。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

はい。ここで被害者の数を出したというのは、被害に遭われている県民の方が減少しているということをおっしゃるためにということでございます。

#### ○大淵会長

少なくともここに上がっているような種類の事犯が増えているということではないようです。

他にございませんか？

私もちょっとよろしいですか。統計資料の6番のご説明があったときに、タイトルにありますけれども、被災地のことをおっしゃったんですけれども、それから同時に宮城県全体と大体よく似ているとおっしゃったような気がしたんですが、そう受け止めてよろしいですか。このデータは、主に被災地の沿岸部の資料だけでも、宮城県全体も大体こういう感じだとおっしゃったような気がしたんですけれども、そのように受け止めてよろしいですか？

#### ○事務局

個々の犯罪について、例えばここにありますような自動車盗とオートバイ盗に分けたような数値は今直ちには持っていませんので、この細分化については同じ状況かどうかはお答えしかねますが、県内全体としての刑法犯認知件数は減少している状況にありますので、この自動車盗と空き巣を除いては、全体の傾向と同じく減少しているという意味で申し上げます。

#### ○大淵会長

特に被災地の特徴だということではないと考えてよろしいのでしょうか。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

確かに被災直後には、多くの住居が空き家になるなど、人の移動、被災地から内陸とか

へ避難の関係等がありまして、空きなどかから物を盗んだりだとか、放置された自転車・自動車等から部品が持って行かれたりという、震災に関わる犯罪というのが確かに発生しております。年間を通じて見た場合には、先ほどの説明のとおり、減少傾向を示しております。

特に特徴、罪種的に、震災で特に自転車盗がとても増えましたとか、そういうような傾向は今のところ認められていないと考えております。

## ○大淵会長

どうもありがとうございました。

確かに、私もよく見てみたら、緑のグラフは22年ですから震災前ということですね。赤い方が23年で震災後なんでしょうから、こうして見ると震災によって大きく何かが増えたということはないということなんでしょうね。どうも失礼しました。

他にご質問ございませんでしょうか。

それでは次の議事に進ませていただいてよろしいでしょうか。

「4(2) 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業(取組)」の平成23年度の実績及び平成24年の状況につきまして、こちらにつきましても事務局からご説明をお願いします。

## ○事務局

資料の2から4までに基つきましてご説明いたします。資料の2から4までに基つきましてご説明いたします。資料2がA3、三つ折りです。資料3、4はそれぞれホッチキスで留めてあります。一番最後に、参考として基本計画の本体を添付してあります。

それでは始めさせていただきます。

今回、平成24年4月から計画が改定されたため、平成23年度の事業実績については旧計画の体系、平成24年度の事業の状況については新計画の体系により整理してあります。平成23年度の事業実績に係る説明の前に、旧計画について簡単にご説明しますので、資料2の左側をご覧ください。

こちらに旧計画の体系を示してありますが、旧計画におきましては、「地域社会全体が連携・協働して、安全・安心まちづくりを推進し、全ての県民が安心して暮らせるまちを実現する」という目標を掲げておりまして、そのために3つの基本方針を設けておりました。この3つの基本方針を進めていく上で、「1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」から「6 犯罪の被害に遭わないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」までの6つの方向性により、各事業や取組を実施してまいったところでございます。

それでは、資料3をご覧ください。事業の6つの方向性ごとに平成23年度の実績をまとめてあります。

平成23年度は震災の影響で中止せざるを得なかった事業も多かったのですが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりを進め、被災地における住民の不安を払拭するために、可能な限り各種事業を実施いたしました。

まず、「1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の

醸成」から主な取組についてご説明いたします。

推進項目（１）県民等への情報等の提供についてですが、ホームページやe-mailを活用し、県民に犯罪の発生状況などを発信したほか、サイバー犯罪の予防にもなるインターネットのセキュリティセミナーの開催を支援しております。

次に、推進項目（２）県民等の自主的活動の促進についてですが、安全・安心まちづくりの裾野を拡大するための防犯ボランティアへの支援や人材育成を実施したほか、活動用品の貸与などにより県民の自主的な安全・安心まちづくりをバックアップしました。

次に推進項目（３）各ボランティア団体等のネットワーク化についてですが、ネットワークを構成する各ボランティア間の連携を促進するため、交流会を開催したり、活動の中心となる団体に対する活動用品の支援を通して、ボランティア団体間のネットワークの構築を進めました。

次に推進項目（４）行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進についてですが、安全・安心まちづくり県民運動を周知するため活動報告の広報誌への掲載やリーフレットの配布をしたほか、地域安全運動に関する県民総ぐるみ運動の実施を通して、県民の防犯意識の高揚を図るとともに自主的防犯活動への参加を呼びかけました。

次に、「２ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」から、主な取組についてご説明いたします。

まず、推進項目（５）地域で見守る子どもの安全対策の促進についてですが、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進したほか、児童クラブや放課後子ども教室の設置・運営の支援をしております。また、子どもを犯罪から守るため、関係機関による情報交換を行うことにより、子どもを犯罪から守るための見守りを実施しました。

次に、推進項目（６）子どもに関する安全教育の推進についてですが、県民の青少年健全育成に対する意識の高揚を図るため、県民総ぐるみ運動を展開するとともに、学校における防犯教室や非行防止教室を積極的に開催しました。また、インターネットや携帯電話を介して犯罪被害に遭うこと予防するための取組も積極的に実施しました。

次に「３ 女性、高齢者、障害者及び外国人等の安全対策」から、主な取組についてご説明いたします。

まず、女性に関する安全対策ですが、DVやストーカーなど女性が対象になりやすい犯罪を予防するための普及啓発を実施しました。次に、高齢者に関する安全対策ですが、高齢者向けの消費者トラブルや悪質商法についての出前講座を開催しました。障害者に関する安全対策としましては、障害者に係る権利相談窓口を開設しております。

最後になりますが、外国人に関する安全対策としましては、外国人向けの防犯講習や防犯に関する普及啓発を実施しました。

次に「４ 学校、通学路等の安全対策の推進」から、主な取組についてご説明いたします。

推進項目（８）安全な学校・通学路づくりとしまして、通学路の安全を見守るスクールガードを養成したほか、地域ぐるみの通学路の点検を行っております。

次に、「５ 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及」から、主な取組についてご説明いたします。

まず、推進項目（９）犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及につい

てですが、関係機関と連携し、防犯ロードを整備したほか、自転車の盗難防止のためのキャンペーンを実施しました。

次に、推進項目（10）犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及についてですが、防犯設備士協会や「マンション管理支援ネットワーク仙台・みやぎ」などの関係機関と連携し、防犯性能の高い住宅部品の普及を図りました。

次に、推進項目（11）犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及についてですが、深夜スーパーやコンビニエンスストア、飲食店等に対する防犯指導を実施したほか、コンビニエンスストアなどの深夜商業施設へ防犯情報を提供しました。

最後になりますが、「6 犯罪の被害に遭わないまちづくりとホスピタリティのある地域環境づくり」から、主な取組についてご説明いたします。

まず、推進項目（12）繁華街等の環境整備についてですが、防犯ボランティアとの連携による繁華街の防犯パトロールや環境美化活動を行ったほか、県民の参加による違法広告物の撤去を行っております。

また、推進項目（13）観光地における情報提供の充実につきましては、観光スポットでの防犯ポスターの掲示やチラシの配布により、観光客の犯罪被害防止に取り組みました。

次に、平成24年度の状況についてご説明しますが、その前に資料2に基づきまして、新計画の体系について簡単に説明しますので、資料2の右側をご覧ください。

新計画におきましては、「県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現する。」という目標の下、旧計画と同様に3つの基本方針に沿って事業を実施しておりますが、事業を実施するに当たっての方向性は、旧計画の6から8に増えております。

主な改正のポイントですが、昨今のインターネットを介して犯罪被害に巻き込まれる子どもの増加を反映しまして、子どもの見守りに情報化社会への対応を加えたほか、女性の安全対策を充実させるために、項目として独立させております。

また、事業の方向性として被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧を新たに追加し、被災地対策に総合的に取り組むこととしております。

それでは、平成23年度の事業実績と同様、事業の方向性ごとに平成24年度の事業の状況についてご説明しますので、資料4をご覧ください

まず、「1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」の、本年度の取組状況についてご説明します。

事業としては重なる部分もあるのですが、今年度行う予定であるほか既に実施している事業について簡単に説明します。

推進項目（1）県民等への情報等の提供による防犯意識の醸成については、県警HPや「みやぎSecurityメール」を活用した情報発信や専門家による地域における子どもの見守りのポイントなどについての住民向けの教室などを開催しております。

次に推進項目（2）安全・安心まちづくりのための環境の整備については、県民による自主的な防犯ボランティア活動の中心となって活躍できるリーダーを養成するための講座の開催など各種人材育成の取組や活動用品の供与等によるボランティア活動のバックアップを実施しております。



次に、推進項目（３）各ボランティア団体等のネットワーク化の促進については、安全・安心まちづくりの地域におけるネットワークの普及を目的としたフォーラムを開催するほか装備資機材の支援を通じた地域活動拠点の整備を行っております。このフォーラムにつきましては、本日の資料の最後の方にもご案内を付けさせていただきました。

次に推進項目（４）行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進については、県内の安全・安心まちづくりに取り組む気運を醸成させていくため、県民大会を開催するとともに、全国地域安全運動にあわせた各種キャンペーンなどにより県民の防犯意識の向上を図っております。また、あいさつ運動や花のあるまちコンクールの開催を通じ、地域コミュニティの育成を図っております。

次に、「２ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応」についての、本年度の取組状況についてご説明します。

推進項目（５）地域で見守る子どもの安全対策の促進につきましては、地域全体で子どもを見守り、育てる体制の整備をするための、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりの推進や子ども１１０番の設置を促進しております。また、学校へ専門のカウンセラーを派遣し、子どもの声に耳を傾けることにより、子どもの悩みの解消と問題の早期解決を図る取組は、子どもが犯罪に巻き込まれることの予防に繋がっております。児童虐待への対応につきましては、児童相談所などへの専門家の配置や関係機関の連携をさらに進めることにより取組の強化を図っております。

推進項目（６）子どもに関する安全教育の推進につきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等で防犯教室、非行防止教室等を開催するとともに、不審者侵入対応訓練を実施しているほか、家庭の教育力の向上を通じ、家庭における子どもの安全教育を後押ししております。また、困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援するため、各教育事務所・地域事務所にて在学青少年育成員を配置し、在学青少年の実態把握、相談及び助言等を行っております。

推進項目（７）子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進につきましては、小・中・高校生等を対象とした非行防止教室等における情報モラル教育の推進や保護者向けのフィルタリングの必要性についての普及啓発、事業者を巻き込んだフィルタリングの推進を実施しております。また、いわゆる学校裏サイトの監視を実施しており、子どものインターネットを介したいじめの予防に取り組んでおります。

次に「３ 女性の安全対策の推進」についての、取組状況についてご説明します。

推進項目（９）女性を犯罪の被害から守るための対策の推進につきましては、DVを防止するため、DVについての理解を深める広報啓発活動を推進するほか、女性相談センターや警察など各機関の相談窓口の充実を進め、女性が相談しやすい環境づくりを行っております。また、DV被害者の負担軽減と関係機関での情報共有及び迅速な支援体制の構築を図るため、県内の相談窓口で活用できる共通シートの運用を平成24年1月から開始しております。

次に「４ 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進」についての、本年度の取組状況についてご説明します。

推進項目（１０）地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策につきましては、主な取組としましては、高齢者につきましては、高齢者対象消費生活出前講座や高齢

者の集まる会合等での防犯講話などにより、お年寄りが犯罪に遭うことを予防する取組を進めているほか、障害者につきましては、障害者110番の開設による障害者の権利保護に努めております。また、外国人につきましても、6カ国語に対応する相談センターを設置し、犯罪被害を含めた外国人の困りごとへの総合的な対応を行っております。

次に「5 学校、通学路等の安全対策の推進」についての、本年度の取組状況についてご説明します。

推進項目（11）安全な学校・通学路づくりの主な取組としましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等各学校での防犯教室や非行防止教室の開催、不審者侵入対応訓練の実施、それから家庭の教育力の向上などを図っております。それから、先程の実績と同様になります。在学青少年への支援を行っています。

次に「6 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及」についての、本年度の取組状況についてご説明します。

推進項目（12）犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及に関する主な取組としましては、見通しに配慮した道路の整備や自転車の盗難を防ぐため、関係機関・団体と連携した、防犯意識の向上のための街頭防犯キャンペーン等を展開しております。

次に、推進項目（13）犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及につきましては、防犯設備士協会など関係機関と連携した、防犯性能の高い住宅部品の普及や居住者に対する防犯情報の提供を行っております。

次に、推進項目（14）犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及に係る主な取組としましては、個別店舗への防犯指導を通じた防犯機器導入の促進や、業界団体との連携によるセーフティステーション機能についての情報発信に取り組んでおります。

次に「7 犯罪の被害に遭わないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」についての、本年度の取組状況についてご説明します。

推進項目（15）繁華街等の環境整備につきましては、みやぎ違反広告物除却サポーター制度により県民と協働で違法なはり紙の除去を行うほか、国分町クリーンアップ作戦をはじめとした繁華街の環境美化活動を実施いたします。また、地元自治体や関係機関との連携による空き地・空き家などのパトロールを行うことにより、犯罪の未然防止に努めます。

推進項目（16）観光地における情報提供の充実につきましては、駅や旅館、観光案内所といった観光客が立ち寄る場所へのポスターの掲示やチラシの配布により、観光客に置き引きなどの注意を呼びかけ、気持ちよく安心して観光できる環境の整備に努めております。

最後に「8 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」についての、本年度の取組状況についてご説明します。

推進項目（17）被災地における防犯ボランティア活動の再生支援の主な取組としましては、沿岸部を中心とした被災地の核となって安全・安心まちづくり地域ネットワークの復旧に取り組む団体への活動用品の貸与や県民・事業者による自主的な防犯ボランティア活動のリーダーの養成などにより、被災地における防犯ボランティア活動の支援を行うほか、仮設住宅における自主的な防犯活動を後押しするために、「地域防犯サポーター」の委嘱を進めております。

次に推進項目（１８）被災地の安全対策の推進につきましては、関係機関・団体と連携による仮設住宅などの公共空間の点検と整備を進めているほか、地域の防犯ボランティアが開催する地域安全教室などへの講師派遣を通じて、住民の防犯意識の向上を図っております。また、「東日本大震災 心の相談 ホットライン・みやぎ」を開設し、配偶者、パートナーからの暴力に関する悩みについて、フリーコールによる電話相談を受け付けているとともに、面接相談も実施しております。

次に推進項目（１９）被災地における子どもの安全・安心の確保につきましてはの主な取組としましては、被災地における安全な子どもの居場所としての放課後子ども教室の設置の推進や、推進項目（１７）でもご紹介しましたが、「地域防犯サポーター」の委嘱を進めることによる、住民の自主的な子どもの見守りの取組を支援します。

最後になりますが、推進項目（２０）被災地の環境整備の促進についての、主な取組としましては、災害廃棄物の処理に県を挙げて取り組んでいるほか、みやぎ花のあるまちコンクールを開催し、被災地をはじめとする地域コミュニティの環境美化を進めるとともに、住民同士がふれあう機会の創出による地域コミュニティの育成に取り組んでおります。

早口でございましたが、２３年度の実績及び平成２４年度の状況につきましてご説明させていただきます。

## ○大淵会長

どうもありがとうございました。

沢山のことをお話いただきましたので、なかなかついていくのが大変だったんですけども、ただいまご説明いただきました件につきましてご質問やご意見を委員の方々から伺ってまいりたいと思います。

おおむね２つに分かれておまして、一つは平成２３年度の実績ですので、まずこの実績につきましてご意見やご感想などをお聞かせいただきたいと思います。資料は３です。ここに、２３年度の事業の実績が述べられております。これにつきまして、お気付きの点、あるいは、ご不明な点などございましたら、ご質問をお願いしたいと思います。

## ○我妻委員

２３年度の実績のことで、取り組んだ内容はよく分かったんでございますが、１３の推進項目があって、事業としてはこういうものを行ったということでございますけれども、それぞれの目標としていたものに対して、ここまでやれたとか、あるいは、この部分はもう少し力を入れなければならないなど、そういった評価に対してはどのように、事務局としてお持ちなのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいです。

## ○事務局

それぞれでございまして、目標数値を定めてというような形に必ずしもなっていないところもあますので、これだけやって果たして達成できたのか、それとも足りないのか、と言われるとなかなか分かりにくいというのはおっしゃる通りだろうと思います。現在、２４年度の事業を実施している最中ですので、取りまとめに当たっては、必ずしも目標が全て示されているわけでもないのですが、難しいところもあるんですが、何らかの形で、達成でき

ているのかできていないのか、足りないのか、その辺が分かるように取り組んでいきたいと思えます。

ただ、23年度につきましては、総論にはなりますが、やはり震災の影響が非常に大きくて、これは23年度の実績の資料なんですけど、実は23年度の計画の時点では、もっと沢山ありました。それがかなりの数の事業を、特にフォーラムや教室などは実施できなかったというのが正直なところでございます、この実績というのは実際計画されていたものに対して、相当絞り込んだ実績になってしまったというのが正直なところでございます。

#### ○大淵会長

どうもありがとうございました。他にございませんか。

#### ○八幡委員

23年度の実績のところの5ページの、女性に対する安全というところに一番関心があります。確か前回の会議で女性の犯罪防止のためのリーフレットがとても良いから、仙台市の中の大学生とか専門学校生にもっといっぱい配ってくださいと発言しました。歯科衛生士の学校に行ったら確かにありました、実際教え子が性暴力事件に遭っているの、多くの若者に配られている事を知り、良かったと思えました。

昨年度は、県の子育て支援課の企画で、看護学校とかビジネス専門学校など、今まで手を挙げなかったような学校に、デートDVの講義に行かせていただきました。若者たちはほとんどそういう教育を受けてきておりませんでした。新しい切り口が動き出したと思ひ、希望を感じました。以上です。

#### ○大淵会長

はい、ありがとうございます。はい、藤澤さんどうぞお願いします。

#### ○藤澤委員

23年度の報告・実績というところの、推進項目(10)犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及の中で、県営住宅などの入居に関して暴力団員に該当するかどうかの確認というのは具体的にどのような確認の仕方なのでしょうか。

#### ○住宅課

県営住宅の入居に関しましては、入居の際、事前に資格審査というのをやまして、入居資格に該当するかどうかというのを確認するんですが、その中に、暴力団員は入居できないと条例で規定されておりますので、県警の暴力団対策課と協定を結び、随時入居の度に照会をかけるので、そこで、暴力団員に該当するということであれば入居をお断りするという形で随時照会を行っているところでございます。

#### ○大淵会長

はい、どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。

今年度の事業計画とも関連してくるかと思ひますので、資料4の平成24年度の事業の

取組状況の方に進んでいただきまして、そちらについてご質問・ご意見いただきながら場合によっては昨年度の実績に戻るといふことでもいいかと思ひます。これだけ沢山ございませぬので、内容によつて区分けしながらご意見やご質問を受けたいと思ひますけれども、その1といふのがこの1ページ目のうち1枚目にございませぬけれども、「犯罪のないみやぎを目標した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」といふこと、そのことにいくつかの推進項目がございませぬ。それから、3ページにまいりまして、その2として、「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の推進と情報化社会への対応」。

まずこの最初の2つの柱について、内容をご覧になつていただきまして、ご質問やご意見などございませぬらお願いしたいと思ひます。

#### ○富士原委員

犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進といふ前半の部分に関連してなんです、地域ぐるみで子どもを守るといふ点で、地域の方々子どもたちが顔見知りになつていふ関係といふのをつくるのがとても大事ではないかなと思ひておひます。

そういう中で、コーディネーター養成研修会だとか地域担当支援指導者養成研修会、こういったものを盛んにやつていただく中で、学校の中に地域の方々ボランティアとして入つてくる機会が年々増えていふ、子どもも「あつ、この人地域の人なんだ」地域の人も「子どもをあつ、ここの地域の子どもなんだ」といふ形での繋がりができていふ。これが以前よりとても多くなつてきていふ。

ここに子どもたちを守つていこうといふ大人の意識と、子どもはこの人たちに守られていふ、といふ意識のよふなものができていふと思ひます。最近嫌なことばかりですが、それはとてもいいなと思ひていふます。今後もよろしくおひます。

#### ○大淵会長

3ページの上の段の方にございませぬ、協働教育推進総合事業に係る内容のことだったかと思ひますけれども、是非よろしくおひます。

他にございませぬでしょうか。はい、どうぞおひます。

#### ○八幡委員

3ページの2番に、子どもを守るといふ項目に、子育てサポーターの養成とかリーダーのフォローアップ研修とかあります。この中にDVや性暴力の内容が含まれていふのでしょうか。前年度を見ると、5日間と書いてあります。どのよふな内容か、知りたいと思ひました。

それから、スクールカウンセラーが会う子どもたちの事ですが、心身症状を持つ子、いじめられる子、いじめていふ子、そのよふな子はDV家庭の子どもの可能性がありませぬ。ですから、カウンセラーの研修にDVや性暴力に関する研修が入つていふか気になります。DVや性暴力がわかる人でないと、子どもたちは話させませぬ。

#### ○大淵会長

はい、いかがでしょうか。

### ○教育庁生涯学習課

子育てサポーター、子育てサポーターリーダー、子育てフォローアップ等々、そういった研修会を行っております。その中で、子育てサポーター養成講座、今年も10月をもってすでに終了したんですが、その中で、例えば北部であれば古川警察署の方に来ていただいて、地域の被害状況であるとか、それも含めて宮城県全体の状況、それから子どもたちが置かれている中で、親と地域の方が知っておいてほしい情報を沢山いただいています。

今年はリーダー養成講座の中で、子どもたちの人権であるとか、震災後の子どもたちの心のケアという面で前半を行い、後半はいじめ問題であるとか、特に乳幼児への虐待が増えていますので、その点のお話をさせていただいて研修会を行いました。今後もそのような講座を行っていきたくて考えております。以上です。

### ○大淵会長

はい。ありがとうございました。それではもう1件。

### ○教育庁義務教育課

スクールカウンセラーを配置しております義務教育課です。配置するというをやっておりますが、スクールカウンセラーをメインに扱っていませんので、大変申し訳ありません。全校に配置したということが今回大きく関わっていると思っております。

### ○大淵会長

ということのようです。そうすると後者については、ご要望ということですね。

### ○八幡委員

そうですね。是非スクールカウンセラーの方に詳しくなっていきたいと思えます。

### ○大淵会長

はい、よろしくお願ひします。他に何か意見や質問等がございますか。

### ○菅原委員

今の問題に関連しまして、宮城県では、いじめ対策というのは具体的にどのような対策をとられているのかということと、子どもたちや女性など弱者が、虐待とかDVとか性暴力とかを受けている子どもたちが嫌と言えるような、そういうプログラムみたいなものの研修についてお聞きしたいと思えます。それと、子どもたちや女性たちが、本当にすぐSOSをどこに出せばいいか、誰に訴えれば自分を守ってもらえるかというのが具体的に分かるように、そういうところをもう少し周知徹底させていただきたいなと思うんですけれど。

あと、スクールカウンセラーの研修は、どういうところでやっていらっしゃるんでしょうか。県の臨床心理士会とか、そういうところでは定期的にやっていますけれども、それ以外のところではどういうところでスクールカウンセラーの研修をやっているのかという

のを伺いたいと思います。

#### ○大淵会長

私の整理では、3点ほどあったと思いますけれども、まず県のいじめ対策についてというところでご質問でありましたのでお願いします。

#### ○教育庁義務教育課

カウンセラーの研修に関しましては、先ほどお話をいたしました臨床心理士会の方でやられているということは把握しております。

もうひとつ、いじめに関してなんですけれども、子どもたちのヘルプができるように、毎年度当初、相談窓口の広報をしております。また、年に1度だけではなく、今回は特に大きな報道になっていますので、途中でも学校の方に周知して、こんなところで相談できます、ということをしてPRしております。定期的に何回か今年も行ってまいります。

子どもたちが声を上げ、相談を受けられるような、連絡場所の周知ということで事業に関しては取り組んでおります。

また、電話相談だけでなく、色々な形で子どもの声を拾うということが大事だと考えておりますので、先生たちが面談できるようにですとか、月1回程度アンケート実施してほしいですとか、ペンで書くと表現できる子ども、それから顔を見て表現できる子ども、電話だといいい子ども、というように多様な子どもに対する手だてというのを考えております。

#### ○大淵会長

今のお答えに入っていたのかもしれませんが、もう一点、児童を対象にして、自らを守るような教育プログラムはありますか、というご質問もあったように思いますけれども、もし何か関連することがございましたらお願いします。

#### ○教育庁義務教育課

もう一つは、強く、という話があったと思うんですけれども、まずこの状況にあっては、守るという方に今は重点を置いております。もう一つは、夢と志を持ってほしい、という、そちらの方の教育を推進しております。

強さということでは、回答にはならなかったと思うんですが、強い自分の意思を持ってほしいという教育を推進しているということで、回答とさせていただきますと思います。

#### ○大淵会長

はい。ありがとうございます。何かの機会に今のご意見を是非、ご考慮いただきたいと思っております。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

先ほどのご意見の回答になるかどうか分からないんですけれども、八幡委員の方からお話があったように、子どもの段階からストーカー・DVやいじめ、虐待などについて、勉強していくというか、学びながら対応していく、というお話がありましたが、私もそのと

おりかと思えます。

犯罪から身を守ることもその一つと思えますし、子どもが発達していく段階、段階で危険に遭う可能性と、それから家庭内の両親間とか兄弟間とかの部分と、それから人間形成等を行っていく部分で、こういう部分っていうのは今まではなかなか無かったことかと思えますので、発達段階に応じた対応が必要かと思えます。教育庁と連携をしながら、その辺のところを、警察が警察が、という犯罪の防止という部分だけではなくて、これからの子どもたちをいかに育てていくかというような視点を持って取組をしていきたいと考えております。

いじめに関しましても同じですが、スクールサポーターということで、警察のOBとか、少年警察補導員の経験者等で、スクールサポーター制度の方等をやって学校等への派遣等行っております。

それからいじめ110番ということで、情報段階から警察は、重大事案に発展しないうちに対応していくという方針で臨んでいるところで、広くチャンネルを広げていきたいと思っております。

#### ○大淵会長

はい、どうもありがとうございました。

大分時間も押しておりますけれども、現在、平成24年度の事業計画の中の8つの方向性がある中の最初の2つについてご質問やご意見を受けていただいております。

子どもの問題は一番中核的な問題ですので、お伺いしたいことが沢山あることは当然かと思えますけど、他の方向性もありますので、進ませていただきたいと思います。

次は、「3 女性の安全対策の推進」と「4 高齢者・障害者・外国人等の安全対策としての見守り活動の推進」というこの2つの方向性に関しての事業についてはいかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

#### ○邊見委員

資料の6ページですか、今までもいろいろ話題にあがった相談というのは、やはりとても大切なことなので、相談の結果によっていろいろなことが防止されたり、あるいはその反対になったりするっていうことがあるんじゃないかなと思います。例えば全国的に、資料で、警察に相談した安全活動の相談ということで、相談の中身によっては、何らかの形で犯罪に関わったり、あるいは犯罪に発展する恐れがあるものというのが、全国的な統計から言うと、90%くらいだという報道がされていたことがありましたけれども、宮城県の場合、警察による安全相談件数について、いろいろ今までのお話もありましたけれども、宮城県の実態っていうのはどうなっているのかということをお聞きしたいと思えます。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

今数字の方のお話等がございましたが、手元に資料がございませんので、その辺のご回答はご容赦いただければと思います。

ただ、相談体制については、今委員がお話になったように、千葉や長崎のストーカー事件等で、それらの重大事案に発展していくというようなことはございましたので、警察と



しても、ワンストップで必要な部分に対応していくということと、捜査部門とそれから受ける部分をきちんと明確にして管理体制を強化していくということで、来月から、警察本部としての相談体制を強化していくということになっております。

#### ○大淵会長

はい、ありがとうございました。

#### ○八幡委員

中学や高校とか大学の出前講座には、県の子育て支援課の方と一緒に行動しました。今後一緒にやっていきたいと思えます。

DVについて条例の検討会議に行ったときに、学童保育とか保育所には、DVや児童虐待の問題が出ているので、学童保育の人や保育士の人たちに研修の場を企画してほしいと発言しました。それが希望です。

医療機関についてですが、宮城県では、医療機関向けのシートを作りました。あの内容がもっと普及するような研修が必要です。医療機関の従事者・ソーシャルワーカーを含めた研修が必要です。ある総合病院に行ったら、ソーシャルワーカーの人に「うちにはそういう方は居ません」と言われたことがあります。DVの方の入院に同行し、生活保護の相談で言われました。内閣府の調査で、20人に1人が命の危険を感じた体験があると言っております。医療機関へ研修の働きかけをしてほしいと思えます。

それから、県警本部に専門アドバイザー配置2名と書いてあるのですが、どういう方なのでしょう。

#### ○県警本部犯罪抑止対策室

2名のうち1名は警察のOBで、これまで生活安全部門で活動されている方で、ストーリー、DVの経験知識を持っている方です。もう1名の方は県職員OBの方で、こちらの方も児童相談所等で対応されていた方で、豊富な知識を持っている方で、私も勉強させていただいています。

#### ○八幡委員

震災前ですが、私は10代のデートDVの子を送っていった事がございます。年配の警察OBの男性の方は、非常に親切に対応されたと思うのですが、「怖い」と言って泣き出し、聞き取りはできないでしまったのです。ですから、非常にソフトな対応でないと怖がるのです。まさに、DVで自尊心を低くされている女性なので、ちょっとした言葉で足がすくんでしまうのです。できるだけカウンセリング的に、非常にソフトに対応しないと、「もう行かない」と諦めてしまいます。やっぱり、警察に行くのは、なかなか敷居が高いことです。非常に話しにくいと思っている女性たちなのです。それを意識して欲しいのです。性的な出来事を、父親のような年齢の方に、父親の様な口調で「何で、どこで、そういう関係持ったのだね」と聞かれると、泣き出してしまうのです。熟達した方が、その様な性的な事柄の聞き方を、窓口の方に指導してほしいと思えます。まだ、警察にせっかく行ったのに傷ついたという話がございますので、よろしく願いいたします。

## ○大淵会長

実際実態を見ていらっしやったご意見ということですね。どうもありがとうございます。他に、保育園や医療機関への啓発活動も、ということがご意見の中にあっただかと思えますけれども、これについてはいかがでしょう。すでに入っているのであれば、それで結構なんですけれども。

## ○子育て支援課

DVの相談窓口に関しましては、主に県の女性相談センターですとか、県の保健福祉事務所、各市の福祉事務所といったところで受けているわけなんですけれども、そういったところに行くとか相談に応じてもらえるという啓発活動は、県も力を入れてやっております。先ほどお話にもありましたように、中高生を対象とした出前講座というところでも啓発活動を行っておりますし、今年は、教職員を対象とした研修、それから、医療機関の先生方も対象として研修事業・啓発事業を行うという計画にしております。

## ○大淵会長

はい、どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

## ○菅原委員

家裁で見えていますと、非常にDVとかモラルハラスメントがとても多いですが、男性に特徴的なのは、やっぱり非常に支配欲が強く、共感性がなく、相手の立場に立つとか、相手を思いやるということがなかなかできない人たちで、加害者意識がないんですね。反省がないとか、認識がないとか。なので、男性の意識改革がとても必要かなと思います。

今は、女性をとにかく守る、できるだけこれ以上の被害を受けないようにとか、被害を受けないように守るとか女性に対してのケア、サポートとかは沢山やられてきていると思うんです。女性もかなり勇気を出して救いを求めて、なんとかそこから脱して、自立してやっていこうというところまで、時間はかかるんですが、いろんな方たちのサポートを受けながら、そこまで行くんですけれども。

男性を対象にした啓発活動って何かできないものかといつも感じているんですけれども、その辺のところは何かございますでしょうか。

## ○大淵会長

そうですね、もし何かお考えとか、あるいは議論があったりしたら、ご紹介いただければと思います。

## ○子育て支援課

今、子育て支援課で、あるいは国の方で中心となっている施策はやはり被害者女性の方、あるいはそういった被害に陥らないような啓発活動が中心となっております。どうしても加害者向けのプログラム・加害者の更生のためのプログラムということは、これまでも、

議論はされてきているわけですが、なかなか、こういったプログラムが有効なのかといったところが、国の方でも、内閣府の方でも、まだ示せていないという状況で、そういった取組にはまだ至っていないところですが、民間の団体で、そういった男性の方の相談、あるいは更生のプログラムといったことに取り組み始めているところも出てきているという状況でございます。

残念ながら、まだ宮城県ではそういったプログラムに取り組んでいるというような団体というのは、私の方で把握しておりませんが、県外にはございます。

#### ○大淵会長

はい、どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

#### ○八幡委員

高校と大学では、男女半々です。大学は男性が多いです。かなり自分たちに思い当たることがあるらしくて、大学生は性暴力認識度のチェック表では、ざわめいていたりもします。それでも、とても熱心に聞いてくれます。若者にはかなり話す機会が増えていると思います。

#### ○大淵会長

はい、ありがとうございました。

#### ○富士原委員

意見というかこの委員会自体なんですけれども、今DVということから加害者にならない、加害者にしないというような、そういうスタンスでの話だったと思うんですけれども、この委員会自体の目的は、そこではないのではないかと、どうなのでしょう。

つまり皆さん犯罪を犯す、犯さないようにしましょうというための集まりというよりは、犯罪があるからそれを防御しましょうという集まりではないかなと思って私は来たんです。

もちろん、犯罪を犯さないというのは大事なことだと思います。でも、そこまでいってしまうと、ちょっと話が違ってくるのではないかと思いますので。

#### ○大淵会長

事務局の見解としてはいかがですか、今のご意見。

#### ○事務局

犯罪のないみやぎ・安全・安心まちづくり条例というのは、最初にご説明したとおり、「自らの身は自らで守る」というところから始まって、いくつかの目標・基本方針があるわけですが、基本的にはこれをベースにして、話し合いをさせていただきたいと思っています。ただ、そこから、多少附随することと言いますか、啓発あるいは啓蒙活動というものについては、犯罪抑止、あらかじめ事前に啓発することによって抑えていくというような観点でいろいろご意見をいただくことについては、私どもの方とすればお伺いし

で、各部局でやれるものがもしあれば、それは取り組むことについてやぶさかではないので、どこからどこまでがと完全に枠があるわけではないので、多少、ボーダーラインのところがありますので、その辺は、ご意見を是非いただいて、我々もやれることはやりたいと思います。

#### ○大淵会長

どうもありがとうございました。確かにとめどなくなる可能性はありますけれど、今話題になっているところは、この委員会の守備範囲ギリギリ辺りではないかといったような見解のようです。

6時になりまして、大分時間が押してまいりました。進めたいと思いますが、次の5番の方向性、「学校・通学路等の安全対策の推進」、そして6番の「犯罪の防止に配慮した安全な道路・公園・駐車場・住宅・深夜商業施設等の普及」、環境の方に関わる事業が5番と6番ですけれど、これについてはいかがでしょうか。

#### ○邊見委員

子どもの通学路の件ですが、私も地域の通学路に立っているいろんなパトロールなどをしています。年々歳々これは町の事業でありまして、ここは県であります。当然自治体としては、県から町へと関わっていくものだと思いますので。

町の道路は整備がとても良くなってきております。大通りではなく、町の通りです。そちらの道路がとても立派な道路になったんですが、その反面、皆さんが、非常にハイスピードでスピードを出して行くということで、立派な道路に整備された反面、子どもたちの安全が非常に不安になってきているというのを感じております。そこをPTAや色々な地域の団体で通学路に指定するため、大分過去からの問題ということで、いろいろお願いしたんですが、様々な事情で通学路の指定というのはなかなかできにくい状態です。その辺が矛盾しているというか、立派な道路になるのは良いけれども、反面、子どもたちは大変だと。

そういう意味では子どもの安全を守るためにスクールバスをチャーターするのはいいんですけれども、その辺の教育の根幹っていうのを、やっぱりスクールバスで送り迎えすればいいのかいうものでもないのかな、というふうなことで、大きな問題かといつも感じております。

#### ○大淵会長

はい、まちづくりの基本的な理念みたいなものを話していただきましたけれども、ご意見があれば。

#### ○我妻委員

通学路に関連してなんです。町の方でも今、歩道の設置を今年度から進めていこうと考えているんですが、そのときに、ここにはないんですが、そういった事業に対する助成でありますとかそういった施設整備の点をこの中では触れていないようなんですが、それらについては、通学路づくりとして、何か対策はないのでしょうか。

**○大淵会長**

はい、施設面での対策というか事業はどうなっているのか、ということなんですけれども。

**○事務局**

本日は、担当の道路課が欠席しておりますので、あまり答弁はできないんですけれども、通常の道路整備の中では、そういった安全対策にかかる施設等についても一緒に整備されている状況と伺っております。

**○大淵会長**

なるほど。はい。今日のところはよろしいでしょうかね。

**○西條委員**

犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及というところで、防犯性の高い建物と備品の普及というのがありますけれども、防犯設備士協会などとの連携というのは、どのような連携なのかということをお聞かせいただければ。

**○県警本部犯罪抑止対策室**

防犯設備士という方がございます。強化ガラスですとか、泥棒を入りにくくするような犯罪に強いドアや窓などの建物部品等がございます。これについて、設計等の段階から関わって被害に遭いにくくすると。先ほど副会長がおっしゃったように、嚴重にすればするほど、いざ火災や救急などのときにどうするんだという裏表の部分はございますが、そういう部分での普及活動と、防犯用品、防犯ブザー、防犯のセンサーライトやドア越しにカメラ式で見えるなど、そういう防犯用品の普及啓発活動等を行っている団体になります。

各種の研修会等を開催した際に、講師として来ていただいて、今の現状や最新の機器を使った部分などをご説明いただいたりしています。特に最近、防犯カメラの性能が向上していきまして、昨年のオウムの特別手配の方とか、年の瀬に皆さんテレビを見たかと思うんですけれども、鮮明になっておるところもありまして、そういう部分のご説明などを頂戴したりしているところです。

**○大淵会長**

はい。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは、次の方向性は7番になりますが、「犯罪の被害に遭わないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」、地域づくりの問題が7番の方向性です。これについては何かご意見・ご質問等ありませんか。

**○八幡委員**

仙台市内の仮設の見守りの方たちの研修には、DV・性暴力で2時間、児童虐待で2時

間、弁護士がパワーハラスメント・セクシャルハラスメントで2時間入っていて、他の県の人たちから「とても良いプログラムですね」と言われました。今、地方のNPOの方の企画のプログラムに行っています。往復3時間もしくは遠いところで4時間かけて行っても、60分の研修です。DVと性暴力・児童虐待を圧縮して入れるのが精一杯です。警察の件数には上がらない、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントが、私たちの相談に来ています。仮設のストーカー行為も相談が来ています。性暴力は1割しか、警察に被害届出さないというデータがあります。この震災をきっかけに、より安全にしていきたいと一番初めのお話にありました。沿岸部では、女性弁護士の面接はあります。その他に、県内で実際に担当している弁護士によるパワハラやセクハラ講義を、研修に入れるようにもっと指導してほしいです。

仮設関係の研修は何日間もの研修のようですが、福祉分野の講義が主のようです。弁護士さんのセクハラ・パワハラ講習、NPOのDV・性暴力の研修を、もっと時間とって沿岸部の町で展開してほしいと思います。よろしくお願いします。

#### ○大淵会長

今のは8番のほうにも入っていますね。弁護士さんに対する研修ですか。

#### ○八幡委員

いや、弁護士さんの研修をNPOの仮設の見守りとかリーダーの研修プログラムにもっと入れて欲しいのです。

#### ○司会

弁護士さんにも入ってほしい。

#### ○八幡委員

そうですね。地方の研修には、パワハラやセクハラ講習がないです。もったいないと思います。国や県の予算での研修ですから、ぜひ入れて欲しいです。

#### ○事務局

趣旨は十分理解いたしました。実は仮設住宅の運営というのは、各市町村ごとにやられていて、多分仙台市さんは非常に優れているけれども、必ずしも行き届いていない市町村の仮設住宅もあるということなんだろうと思います。県が直接やっているわけではありませんが、いずれ被災市町村を集めた会議などもやってございますので、そういう席で、そういう声が上がっているというようなことを市町村の方に伝えまして、改善していただくことを、県とすれば、お願いするというスタンスにはなりますけれども、お願いをしてまいりたいと考えています。

#### ○八幡委員

実際仮設で支援されている方も、研修を司会している人も「やはり、足りないですね」とおっしゃっていました。どうぞ、お願いします。

### ○大淵会長

どうもありがとうございます。8番の被災地における安全・安心まちづくりの問題についてのご要望でしたが、他にこの7番、8番、最後の2つの柱についてご意見やご質問はございませんでしょうか。

私は、個人として、九州の方で起こっている飲食店の店員に対する暴力団の襲撃というのがちょっと気になるんですけども、これは7番になるんでしょうかね。宮城県や仙台ではそういうことは心配ないと考えてよろしいんでしょうか。

### ○鈴木委員

仙台市の鈴木でございます。ただいまの会長の話なんですけれども、今のところそういう事務所があることを把握していますけれども、あそこには、飲食店のオーナーさんだとかビルのオーナーさんだとか、そういう方々が毎月1回ですね、環境浄化の活動をしていまして、行政と一緒に回っているんですよ。

私の職場では5月から参加していますけれども、その季節季節、あるいはその商売の範囲上いろんな方が来ていまして、大体70名が来ています。そういったことで、未然にそういう行為が起きないように動きをしています。そういう事務所は把握しております。

### ○大淵会長

どうもありがとうございます。ニュースを聞きながら、ちょっと心配になったものですか。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

一応これで事業計画、まとめまで、状況についてご説明を受けてご意見・ご提言などございました。できるだけ、今後の事業を遂行するにあたって、参考にいただければ結構だと思います。

議事の方ですけども、議事(3)その他、というのがございますが、特に事務局の方で準備しているものはないようですけども、せっかくの機会ですので全体的に見て何かご意見やご感想等がございましたら、お話ししていただきたいと思うんですけども。

### ○鈴木委員

細かく言いづらいんですけども、23年度の事業と計画を見ていますけども、指標が出ていないので、県全域でどんなふうな指標で事業を展開するのか、その結果というのが非常に大事で、やった結果で犯罪件数が減っているのか、地道な活動で減っているのか、その辺が委員さん方はよく分からない点ではないでしょうか。

我々は行政なので、いつも連絡していますけれども、その目標数値などがないと犯罪は減っているんですけども、事業の中で減っているのかどうか、戸惑う部分があるので、できればそういう計画、目標、数値などを出してもらって、その数値が年度末に必ずしも達成されなければならないというだけの評価じゃないと思いますので、その辺についてご配慮いただければと思います。

### ○事務局

大変失礼いたしました。この分野での県の目標は、将来ビジョンという大きな目標を定めているところに定められているんですが、犯罪認知件数を2万3千5百件に抑えこむということが当初の、3年前に立てた目標でした。現在は、それ以下になっていますので、目標的には達成している状況になります。

#### ○大淵会長

もちろん、委員の意見としてはこれは沢山の事業をやっているけれども、その効果があるのかどうかということは何らかの形で示してほしいと、先ほどもご意見がありましたので、いろいろと難しい点があるかと思えますけれども、可能な範囲で、ご意見を検討していただきたいと思えます。

他にございませんでしょうか。それでは大分時間も過ぎておりますので、議事もこの辺で終了したいと思います。どうもご協力いただきありがとうございました。

#### ○環境生活部次長

大淵会長、西條副会長、どうもありがとうございました。ただいま、いろいろと関係部局の方々が出席してご回答を差し上げました。ただ、最後、会長からお話ありましたとおり、指標という部分については、基本計画の中で触れていない部分がありましたので、今後関係部局と相談しながら、出せるものは結果として出していきたいと思えますので、そこは今後検討させていただきたいと思えます。

いろんな意見が出ていますが、25年度の予算編成はこれからですから、それに取り込めるものは取り込んでいきたい。ただ、ちょっと難しい部分も確かにあると思えますので、そこはこれからの検討となりますが、いろいろと、今日だけでなく次回もいろんなお話をいただきながら、県の安全・安心まちづくりについて取り組んでいきたいと思えますので、本当に今日はどうもありがとうございました。

#### ○司会

最後に一点お知らせがございます。皆様の机の上に、このようなチラシを1枚置かせていただいておりますが、11月19日に名取市文化会館で、安全・安心まちづくりフォーラムの開催を予定しております。ご都合のよろしい方は是非ご出席いただきたいと思えます。

以上で本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。